

インボイス制度登録前に知っておきたいこと

インボイス制度について もくじ

- 1 インボイス制度の狙い・目的
- 2 納税義務者とは
- 3 東京地裁判決
- 4 益税とは？
- 5 免税事業者は「免税」されている
- 6 なぜインボイス制度の延期・廃止を求めるのか
- 7 実務の現状はどうか
- 8 税理士の立ち位置
- 9 現状はどうか
- 10 税制の介入
- 11 申請登録者数（国税庁発表）
- 12 インボイス制度導入への準備状況
- 13 スケジュール
- 14 経過措置について

インボイス制度の狙い・目的

(1) 益税をなくすこと → × 益税ではない

① 事業者免税点制度

課税事業者・免税事業者に関わらず売手は買手に消費税を含む金額を請求できます。課税事業者は受け取った消費税を納める義務がありますが、免税事業者は納める義務がないため、買手から預かった消費税が手元に残ります。

益税ではない ⇐ ×預かってはいない ⇐

② 簡易課税制度

課税事業者が納める消費税の計算は「受け取った消費税－支払った消費税」と行い消費税を算出しますが、一定の要件を満たすと「受け取った消費税－（受け取った消費税×仕入率）」という簡易課税制度を適用できます。そのため、本来納付すべき消費税額と差額が生じます。

(2) 複数税率対応

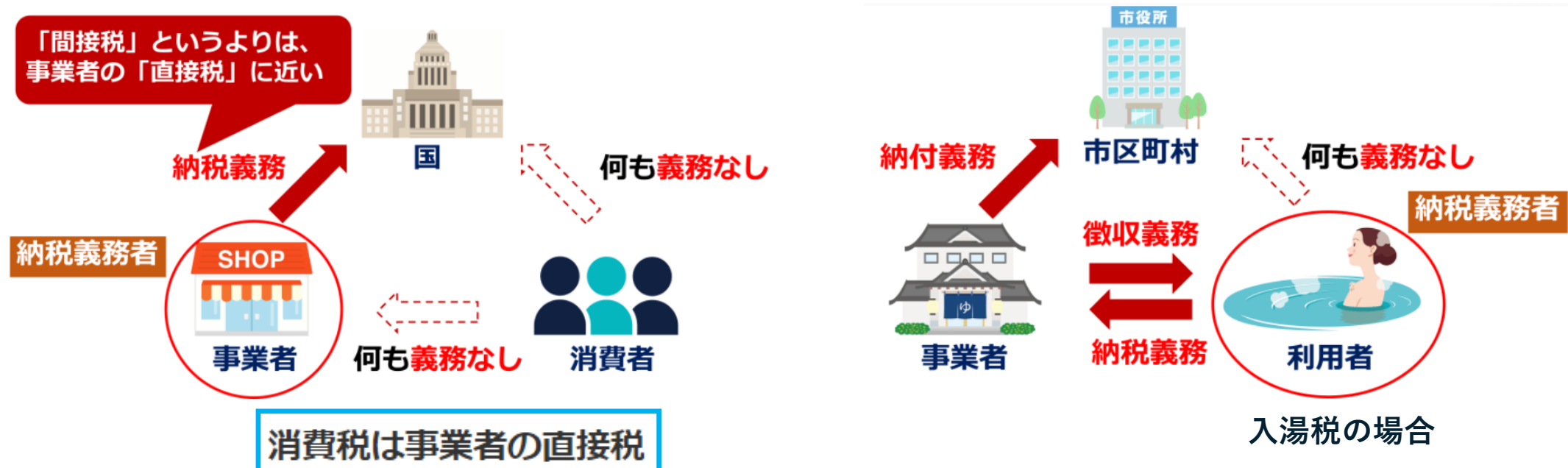
税率が1種類であれば、売上額から仕入額を控除すれば簡単に納税額を算出できますが、税率が複数あれば、それぞれの税率から正しい納税額を算出する必要があります。

インボイス制度の目的は、正確な消費税額と消費税率を把握する

【納税義務者とは】

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。



東京地裁判決：消費税分は商品・サービスの対価の一部

消費税は誰が払うものか争われた裁判があります。

平成元年に、あるサラリーマンが、「免税事業者とか簡易課税事業者が、自分が払った消費税をピンハネし、税務署や国に収めていないのは、違法だ」といって、損害賠償を請求する裁判を、東京と大阪の地裁でおこしました。

ところが、東京地裁での判決では、「消費者は、消費税の実質的な負担者ではあるが、消費税の納税義務者ではない、そして、消費税分は、あくまで商品やサービスの提供に対する対価の一部にすぎないと」と、結論づけています。

消費税は「預り金」ではない

たとえば、消費者がお店で商品を購入して、本体価格100円に、消費税10円をプラスして、110円を払ったとします。ここで、消費税分10円は、消費者が納税したのではなく、商品・サービスの対価の一部ということになります。

つまり、事業者からみると、売上はあくまでも110円であり、100円ではありません。そして、消費税分10円は、預り金ではありません。

売上 = 110円 ~~100円~~

消費税分10円は
「預り金」ではない

税込110円

消費税
10円

本体価格
100円

消費者が納税したのではなく
商品・サービスの対価の一部



事業者



消費者



益税とは？

言葉の本来の意味から考えると、「事業者が、消費者や顧客から預かった税金が、国や自治体に納付されずに、事業者の利益として残ること」だと思われます。たとえば、さきほど例にあげた入湯税ですが、預かった入湯税を、事業者が市区町村に納付しなかったら、益税問題が発生します。

しかし、消費税は、商品・サービスの対価の一部であり、事業者が消費者から預かった税金ではありません。ということは、**消費税では、益税は存在しない**ということになります。

免税事業者は「免税」されている

益税でなければ何かというと、免税事業者という名前のとおり、**免税されている**と考えられます。

免税とは、その言葉どおり、税金を免除することです。

免税事業者は、本来、消費税を納付する義務がありますが、小規模事業者の事務負担を軽減するために、納税を免除されているのです。この点については、あとのほうで詳しく述べます。

※ 住宅ローン控除を受けた人に対して、益税だとは、誰も言わないでしょう。



なぜインボイス制度の延期・廃止を求めるのか

(1) 登録番号の確認、請求書の変更等 ➤ 事務負担が増える

(2) 取引の停止/値下げを要求される可能性、

課税事業者になっても消費分の転嫁が困難な場合が出てくる ➤ 廃業のおそれ

(3) 導入のタイミングが悪い ➤ 輸入原材料価格、エネルギー価格の高騰

コロナ融資の返済の開始 ➤ 廃業のおそれ

(4) 登録制 ➤ 監視国家、徴収側の力増大 ➔ 増税危惧

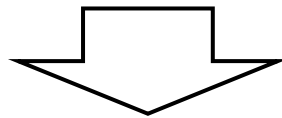
(5) 物価高騰 ➤ 経済縮小 ➤ 不景気

実務の現状はどうか

何もわからない 中小企業 に

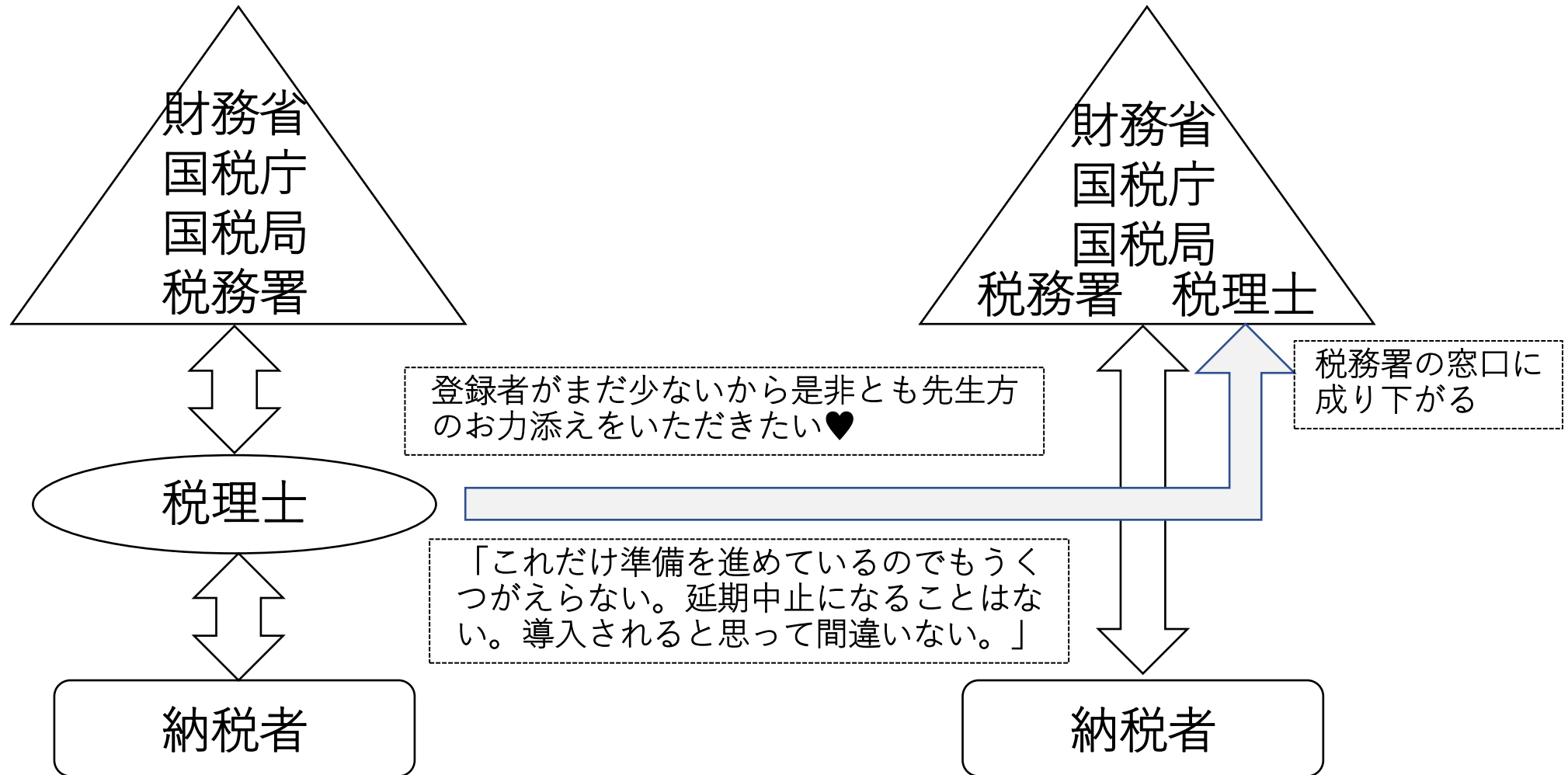
何となく刷り込まれている 税理士 が

申請登録を促している。



「課税業者は申請したほうがいいですよ」

税理士の立ち位置



現状はどうか

種別	理由	事実認識	意識
賛成派	益税問題を解消できる	益税はそもそも存在しない (判決)	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的 ・刷り込まれている
仕方がない派	何年も準備している から今更止められない	登録申請者が少なければ 導入できない	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的 ・刷り込まれている
反対派	税負担が増える 事務負担が増える コストが増える 倒産廃業が増える 物価が上がる 景気が悪化する	税負担・事務負担に耐え られない 経済が歪む 社会問題が更に進行	<ul style="list-style-type: none"> ・気づいた

【税制の介入】

税制が入ると経済がおかしくなる

請負業者 → 選定 ➤ 課税業者 or 免税業者

➔ 課税業者を選択する可能性大 (仕入控除の対象となる)

～重大な問題～

仕事の中身、サービス内容よりもこちら（登録した課税事業者）が優先になるのは必定

【申請登録者数（国税庁発表）】

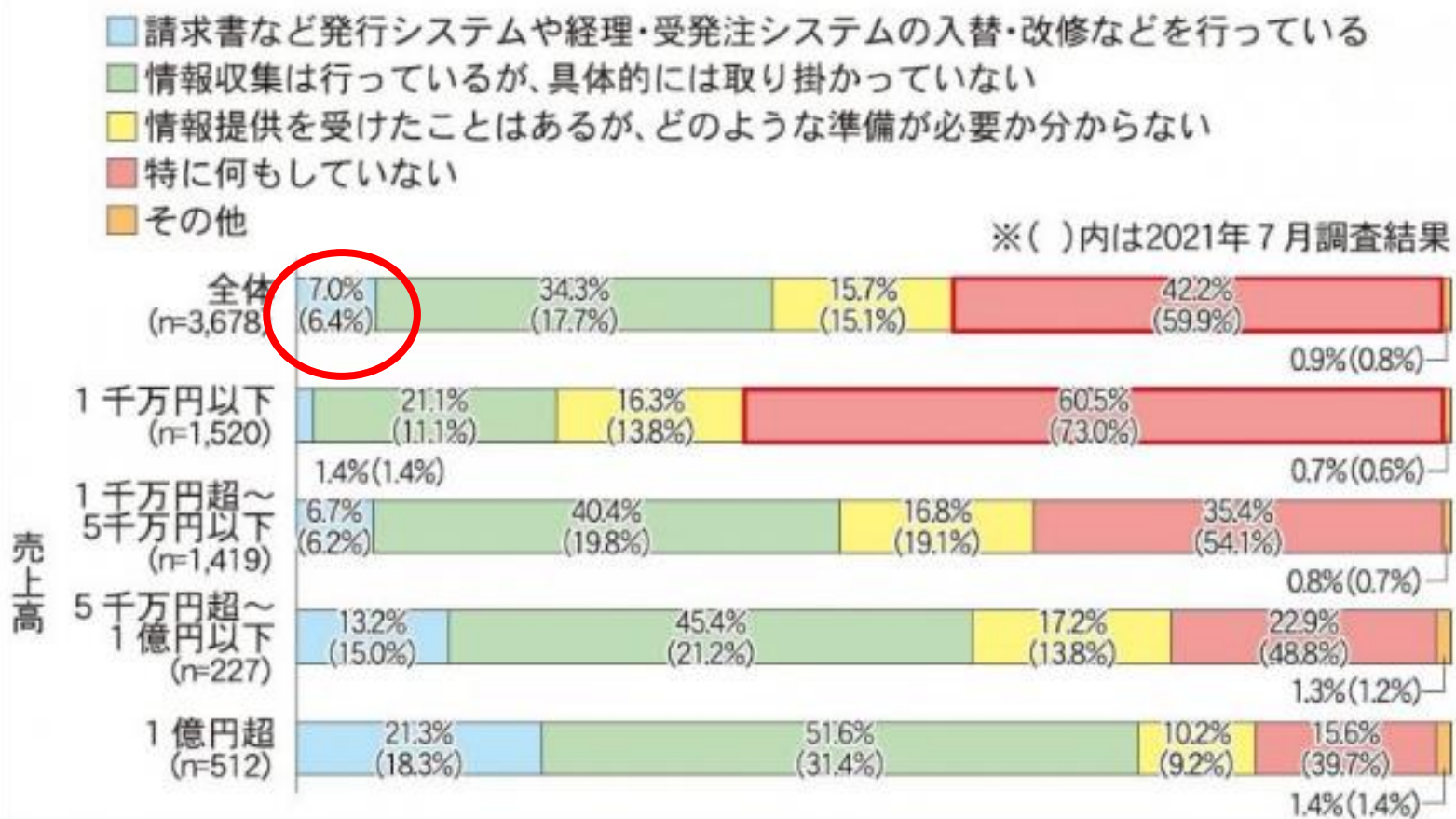
2022年9月末時点

課税事業者	免税事業者
300万事業者	500万事業者

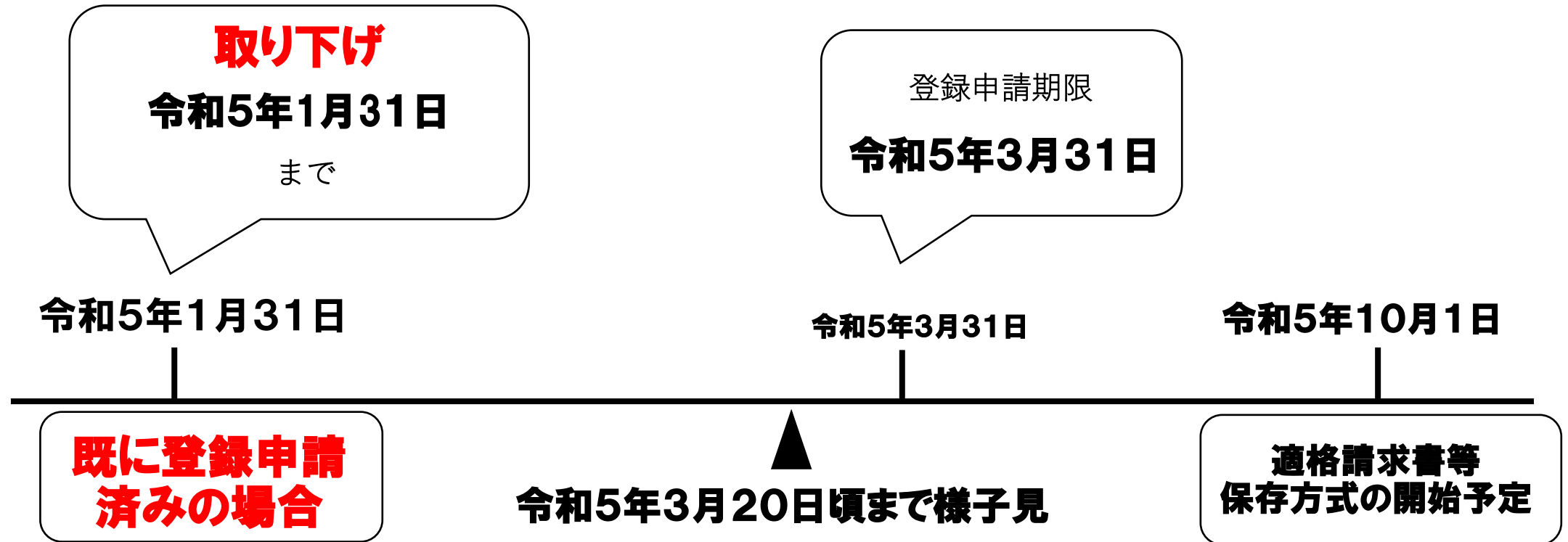
登録者	120万	40%	課税事業者のみ
登録者	120万	15%	全体（課税・免税）

制度として機能するラインは？ (95%)

【インボイス制度導入への準備状況】



【スケジュール】



- ※免税事業者だけでなく課税事業者も。
- ※電子帳簿保存法は導入予定直前ギリギリで2年間延期が発表された。
- ※申請の取り下げ書（任意）道板工HPからDL可能

※導入された場合

【経過措置について】

制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

